

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

秦野市上下水道局より大切なお知らせ

指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

～指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました～

- 指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

指定を受けた日	有効期限	更新申請受付期間(予定)
平成10年4月1日～平成11年3月31日	～令和2年9月29日	令和2年8月(1ヶ月間)
平成11年4月1日～平成15年3月31日	～令和3年9月29日	令和3年8月(1ヶ月間)
平成15年4月1日～平成19年3月31日	～令和4年9月29日	令和4年8月(1ヶ月間)
平成19年4月1日～平成25年3月31日	～令和5年9月29日	令和5年8月(1ヶ月間)
平成25年4月1日～令和元年9月30日	～令和6年9月29日	令和6年8月(1ヶ月間)
令和元年10月1日～	指定を受けた日～5年	有効期限年度の8月(1ヶ月間)

●更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・誓約書、機械器具調書
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
- ・住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証の写し)
- ・4項目の確認書類(※)

●更新申請手数料

1件につき**5,000円**(非課税)

- 更新対象となる事業者の方には、更新申請受付期間前に別途郵送にてお知らせします。

●指定更新申請時に4項目の確認を行います。

- ・指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ・指定給水装置工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ・給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇更新申請についてのお問い合わせは
秦野市上下水道局営業課 TEL:0463-83-2111